

～男女共同参画社会の実現をめざして～

射水市男女共同参画基本計画

男女きらめきプラン



「男女共同参画社会」とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）

計画の趣旨

少子・高齢化の進展、経済の成熟化と国際化、高度情報化等の社会経済情勢の急激な変化に対応し、将来にわたって豊かで活力のある社会を築いていく上においても、男女が、性別にとらわれず、個性と能力を十分に発揮でき、共に社会を支えていく男女共同参画の実現が求められています。

男女共同参画社会の実現に向けて市の基本姿勢となる「射水市男女共同参画推進条例」の基本理念を踏まえ、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ長期的に推進するための計画を策定するものです。

計画の基本理念

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取り扱いを受けることなく、個人としての能力が発揮できる機会を確保していきましょう。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が互いに協力し、社会の支援を受け、子育てや介護など、家庭生活の役割を果たしながら、仕事や地域などの活動が両立できるようにしましょう。

2 社会における制度や慣行についての配慮

「男だから」「女だから」といった固定的な役割分担の意識が、進路や職業など、活動の選択に偏った影響を及ぼさないよう、社会の制度や慣行について考えていきましょう。

5 男女の生涯にわたる健康の確保

男女が互いの性を理解し、身体的な特性に配慮して生涯にわたって健康な生活を送るようにしましょう。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野における方針の立案及び決定に参画できる機会を確保していきましょう。

6 国際社会との協調

男女共同参画の推進は、世界女性会議などの国際的な取組と密接な関係にあることから、国際的な取組にも目を向けましょう。また、在住外国人との相互理解や交流を進めましょう。





計画の推進体制

市の推進体制の充実や国・県・関係機関等との連携を強化し、市民や事業者等の理解と協力を得て施策の推進を図ります。

- 庁内推進体制の充実
- 男女共同参画審議会の設置
- 男女共同参画推進員の委嘱
- 計画の進行管理
- 拠点施設の設置
- 国・県・関係機関との連携
- 市民参画の推進

市・市民・事業者等の役割

計画の基本理念をもとに、みんなで一緒に取り組みましょう。

市 は

- 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。
- 男女共同参画の推進に当たり、必要な体制の整備に努めます。
- 市民、事業者等の皆さん、その他の関係機関と連携して取り組みます。

市民 の皆さん

- 家庭、職場、学校、地域などのあらゆる分野で男女共同参画の推進に努めましょう。
- 市が実施する男女共同参画推進施策に協力しましょう。

事業者等 の皆さん

- 男女が共同で事業活動に参画できるように努めましょう。
- 職場と家庭・地域の活動などが両立できる環境の整備に努めましょう。
- 市が実施する男女共同参画推進施策に協力しましょう。

用語説明

「参画」 参画とは、単に参加するだけでなく、より積極的に意思決定過程（企画・立案・決定）に加わるという意味が込められています。

「協働」 行政と住民が対等の立場で協力し合い、地域づくりを担うことをいいます。

計画の目標

計画の期間

平成19年度から平成28年度までの10年間とします。なお、社会情勢の変化や計画の推進状況等に応じて必要な見直しを行います。

基本目標 I 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会の形成には、男性も女性も性別にとらわれない、一人ひとりかけがえのない存在として尊重され、自分らしさを大切にした生き方ができることが重要です。

私たちの意識や慣行に見られる男女の固定的な役割分担意識や人権侵害となる社会のあらゆる暴力の問題は、男女共同参画社会の形成を妨げるものです。

このようなことから、人権の尊重を基盤に男女が互いに認め合い、尊重し合う意識を育むことが大切であり、家庭、学校、地域等のあらゆる分野で男女共同参画意識の醸成を図ります。

施策の方向

1 男女共同参画の理解と意識形成

- (1) 男女共同参画に関する意識啓発
- (2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

2 男女の人権の尊重

- (1) 女性の人権を尊重した表現の推進
- (2) 男女間における暴力の防止



基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が社会の対等なパートナーとして、その個性と能力をまちづくりや社会活動に活かすことが大切です。

とりわけ、政策方針決定の場への積極的な女性の登用は、新たな視点での問題提起が期待されること等、国際的な側面からも重要視されており、積極的な女性の参画を働きかけます。

また、雇用や就労における環境の整備では、均等な機会と待遇の確保を図り、女性にとっても男性にとっても働きやすい労働条件、就業支援を進めます。さらに、国際社会との協調の観点からも国際理解や国際交流を深め、在住外国人との共生を図ります。



施策の方向

1 政策・方針決定の場への女性の参画促進

- (1) 審議会、委員会等への女性の積極的登用
- (2) 女性の人材育成と登用の推進

2 地域社会における男女共同参画の推進

- (1) 男女が共に参画する地域活動の推進
- (2) 国際理解・国際交流の推進

3 雇用や就労における男女平等の推進

- (1) 雇用機会均等の普及促進
- (2) 多様な働き方に対する支援
- (3) 農林水産業、商工自営業における女性の参画促進

基本目標Ⅲ 健康でいきいきと暮らせる環境整備

一人ひとりが能力を発揮し、あらゆる分野において活躍し、その社会的責任を果たしていくためには、心身ともに健康であることが前提となります。特に、女性は妊娠・出産をする可能性があることから、男性と異なる健康上の問題に直面します。こうした問題を踏まえ、女性のライフサイクルに応じた健康支援の充実を図ります。

少子・高齢化が進展する中、男女共同参画社会の形成に向けた行政の取組として、一番求められていることは、育児・介護に関するサービスの充実です。

男女が家庭生活と社会活動の両立を図る上でも、育児・介護に関して家庭や地域で支え合うことはもちろんのこと、社会的支援の充実に努めます。

また、高齢期の男女が、いきいきと暮らすことのできる環境の整備として、介護予防の観点からの生きがい対策や自立支援等障害者の社会参加も含め施策の充実に努めます。



施策の方向

1 家庭生活と社会活動の両立支援

- (1) 子育て支援体制の充実
- (2) 介護支援体制の充実
- (3) ひとり親家庭の自立支援

2 生涯を通じた健康づくり

- (1) 生涯を通じた心身の健康支援
- (2) 母性保護と健康支援
- (3) 高齢者等の社会参画に対する支援

計画の目指す姿

男女が家庭、職場、学校、地域等の社会のあらゆる分野で、それぞれの個性や能力を十分に發揮して、喜びと責任を担いながら、いきいきと暮らしている社会の姿を描き、男女共同参画を推進します。

家庭では

- 仕事と家庭が両立し、家事、育児、介護等を男性も女性も家族みんなが分担し、喜びも責任も分かち合っています。
- 男女という性別にとらわれず、「その人らしさ」を大切にしながら、個性を重視した家庭が営まれています。
- 家庭内で暴力のない明るい家庭が営まれています。



職場では

- 募集・採用や昇進・配置、賃金等で男女格差が解消され、個性、能力、意欲等が、十分に発揮されています。
- 家庭生活や地域活動とバランスのとれた労働時間が確保され、男女がゆとりと充実感を持って働いています。
- 母性保護をはじめ男女の健康管理が配慮されています。





学校では

- 男女という性別にとらわれず、個性と思いやりのある子どもたちが育っています。
- 進学や就職等、個人の適性を尊重した進路指導がなされています。



地域では

- 地域における様々な企画や方針決定の場に女性の参画が進み、男女ともに豊かで住みよい地域づくりに貢献しています。
- 地域における性別による固定的な役割分担に基づく、慣習やしきたりが見直され、男性も女性もそれぞれの行動や考え方が尊重されています。
- 男女が、ボランティアやサークル活動、N P O活動等地域活動に積極的に参画しています。
- 子育てや介護等の社会的支援が充実し、女性が社会参画しやすい環境になっています。
- 高齢者も知識や経験を活かし、積極的に地域の社会活動や文化活動に参画しています。



相談窓口の案内

女性のこころと生き方に関すること

| 名称 | 住所 | 電話番号 | 相談内容 |
|--------------|----------------------------------|--|---|
| 女性のこころと生き方相談 | 三ヶ1769番地10 働く婦人の家 「きらめき館」内 | 55-2238 <small>(相談専用) 55-5650</small> | 女性のこころと生き方相談 ※相談日時は、広報でご確認ください。 |
| 家庭児童相談 | 本町二丁目10番30号 | 82-1953 | 家庭児童相談 |
| ひとり親家庭相談 | 新湊庁舎 子ども課内 | | ひとり親家庭相談 |
| サンフォルテ相談室 | 富山市湊入船町6-7 富山県民共生センター内 | (076) 432-6611 | 女性・男性を取り巻く問題の相談 相談日 火～土曜日 相談時間 9:00～16:00 |

仕事に関すること、育児休業に関すること

| 名称 | 住所 | 電話番号 | 相談内容 |
|---------------------------|--------------------|-------------------|---|
| ワークセンター射水 (射水市地域職業相談室) | 布目1番地 布目庁舎 別館1階 | 82-1911 | 求人情報の提供 ※求人申込、雇用保険関係の各種届出、雇用保険受給の手続は、ハローワーク高岡にてお願いします。 |
| ハローワーク高岡 | 高岡市向野町三丁目 43番地4 | 21-1515 | |
| 富山労働局雇用均等室 | 富山市神通本町一丁目 5番5号 | (076) 432-2740 | 男女雇用機会均等、仕事と家庭の両立支援、育児・介護休業や母性健康管理についての相談 |

配偶者・パートナーからの暴力に関すること

| 名称 | 電話番号 |
|---|---------------|
| 富山県女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター) 電話相談(毎日) 8:30～22:00 | (076)465-6722 |
| 富山県民共生センター(サンフォルテ相談室) 電話相談(火～土曜日)9:00～16:00 | (076)432-6611 |
| 警察(女性被害110番) 電話相談(月～金曜日)8:30～17:30 | (0120)72-8730 |
| 富山地方法務局(女性の人権ホットライン) 電話相談(月～金曜日)8:30～17:15 | (0570)070-810 |

射水市男女共同参画基本計画「男女きらめきプラン」(概要版)

〒939-0393 富山県射水市戸破1511 行政管理部 総務課 男女共同参画推進係

TEL : 0766-57-1624 FAX : 0766-57-0528